

横浜市学校規模適正化等検討委員会

「嶮山小学校・すすき野小学校」
通学区域と学校規模適正化等検討部会

「嶮山小学校・すすき野小学校」
通学区域と学校規模適正化等に関する意見書

当検討部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成25年9月横浜市条例第55号）に基づき、「嶮山小学校・すすき野小学校」の通学区域と学校規模適正化等について調査審議するため、平成29年6月28日、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置されました。

その後、学校運営協議会での議論及び検討部会での諸課題の調査審議を行い、これを取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

1 調査審議事項

(1) 学校規模適正化

児童の教育環境の維持・向上を図るため、すすき野小学校を閉校することが望ましいと考えます。

(2) 閉校の実施方法

ア すすき野小学校は、平成32年3月31日限りで閉校とすることが適当と考えます。

イ 閉校するすすき野小学校は、隣接するすすき野中学校の施設として管理することが適当と考えます。

(3) 閉校後の通学区域案

すすき野小学校の通学区域全域は嶮山小学校の通学区域に変更することが適当と考えます。

また、すすき野小学校の通学区域のうち、すすき野北自治会全域については、美しが丘西小学校、荇子田二丁目に属する地域については、荇子田小学校も選択できる特別調整通学区域を設定することが適当と考えます。

ア 通学区域の変更及び特別調整通学区域の設定時期及び対象者

通学区域の変更及び特別調整通学区域の設定時期については、平成32年4月とします。

対象者については、平成32年4月以降に小学校に入学または転入する児童とします。

イ 特別調整通学区域設定の対象区域

(7) 特別調整通学区域①

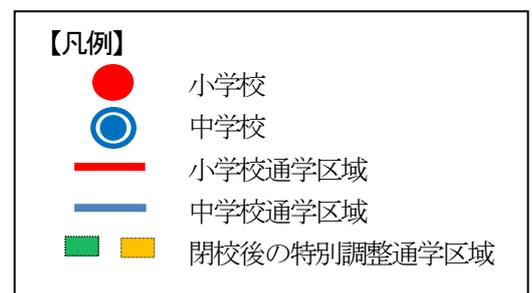
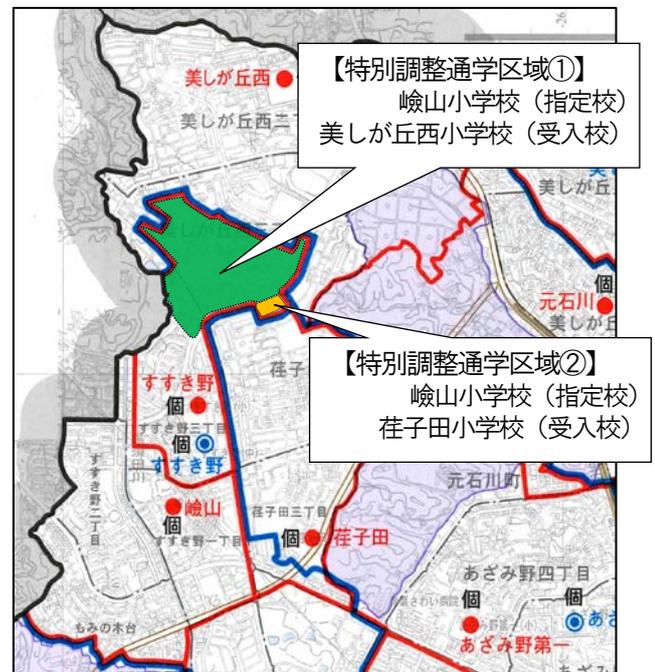
美しが丘西三丁目12番地から42番地まで、44番地、55番地、56番地、60番地、すすき野三丁目5番地

【指定校】嶮山小学校 【受入校】美しが丘西小学校

(4) 特別調整通学区域②

荇子田二丁目36番地

【指定校】嶮山小学校 【受入校】荇子田小学校



(4) 閉校に伴う指定地区外就学許可制度の取り扱い

ア 閉校時にすすき野小学校に在籍する児童については、平成31年度に指定地区外就学許可制度を申請することにより、美しが丘西小学校や荏子田小学校への就学を許可していただくよう配慮をお願いします。

イ 平成31年度に指定校がすすき野小学校となる未就学児については、平成30年度に指定地区外就学許可制度を申請することにより、嶮山小学校や美しが丘西小学校、荏子田小学校への就学を許可していただくよう配慮をお願いします。

(5) 通学安全の確保

すすき野小学校の閉校に伴う通学安全の確保については、別途、「嶮山小学校・すすき野小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会から関係機関に対し、通学安全に関する要望書を提出します。

2 その他、すすき野小学校の閉校にあたっての要望

- (1) すすき野地区では、新たなまちづくりを進めていく上で最も有効な資源がすすき野小学校です。地域住民にとっては、かけがえのない歴史的・文化的施設でもありますので、将来的な児童急増による学校施設としての活用も見据え、施設の維持管理や活用などへの配慮をお願いします。
- (2) 閉校までの期間においては、すすき野小学校と周辺校（嶮山小学校・美しが丘西小学校・荏子田小学校）での児童の交流を進めていただき、周辺校への円滑な移行を促進するようお願いします。
- (3) 良好な教育環境を確保するため、必要な施設整備や閉校に伴う支援について、最大限の努力をお願いします。
- (4) すすき野小学校の閉校後に児童が環境変化に順応できるよう、教職員の配置については、配慮をお願いします。
- (5) 閉校するすすき野小学校は、その歴史と伝統を嶮山小学校に引き継ぐとともに、卒業記念品等を含む関係資料の保存・記録をお願いします。